

2025年10月5日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社  
岸和田カントリー倶楽部  
支配人 米島 正実

ジュニア会員の会員権証書不発行、  
住所・所在地変更手続必要書類変更および  
会則別紙4-①の記載漏れ訂正に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 仲秋の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、この度2025年10月2日に開催された理事会において、承認されましたことをお知らせいたします。

改定に伴う会則一部変更の内容及び効力発生日等については、下記をご確認下さいますようお願い申し上げます。

会員の皆様に快適なクラブライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して参りますので、何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

#### 1. ジュニア会員の会員権証書不発行とする改定

改定理由

現在会員資格を保有するジュニア会員には会員権証書を発行しておりますが、ジュニア会員の権利は会則第18条第1項に定めるとおり一身専属であり、会則第9条第1項(4)により、18歳になった後、最初に迎える3月31日で会員資格を喪失すること、また、会則第17条第1項により、第三者に譲渡することが出来ず、会員権を市場で売買することができないので、会員権証書を保有する必要性がございません。

以上により、ジュニア会員の会員権証書を不発行としても、不利益に変更するものではないことから、2026年1月1日以降はジュニア会員の会員権証書を不発行といたします。

#### 2. 住所・所在地変更手続必要書類を変更する改定

改定理由

会則第6条第4項にあるとおり、会員の住所、氏名等に変更があった場合には、遅滞な

く弊社に届出し、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」において、個人会員および法人会員の登録者の自宅住所の変更の際には、現住所を証する「運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書」を必要と定めていますが、会員の高齢化に伴い運転免許証を返納される場合もあることから、運転経歴証明書の写しも現住所を証する書面として加えることといたします。

なお、運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限らせていただきます。

### 3. 会則別紙4-①の記載漏れ等の訂正

現状、月曜から金曜については追加ハーフプレーフィ、早朝（0.5R）プレーフィ、薄暮（0.5R）プレーフィ、午後プレー（1R）プレーフィを除き、指定昼食付にてプレーいただいておりますが、会則別紙4-①「会員プレー料金」にその旨の記述がございませんでしたので、その旨を追記させていただきます。

また、プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィとなります、会則別紙4-①に記載のある「追加ハーフプレーフィ」に4Bの「追加ハーフカートフィ」が含まれていなかつたため、併せて修正させていただきます。

### 4. 会則一部変更

上記改定並びに訂正に伴い、2026年1月1日を効力発生日として、会則別紙1-②「入会手続き要項【ジュニア会員】」、会則別紙6「諸料金一覧」、会則別紙10「退会手続き要項」、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続き要項」を上記1.乃至3.に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、新旧対照表を同封いたしますと共に、クラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒596-0114 大阪府岸和田市大沢町2489-0

岸和田カントリー倶楽部

電話 072-479-1551

※今回のお知らせは、2025年10月1日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただけます。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦のほど、お願い申し上げます。